

度会町地域住宅計画
第3期

度会町

令和8年1月(第1回変更)

地域住宅計画

計画の名称	度会町地域住宅計画
-------	-----------

都道府県名	三重県	作成主体名	度会町
-------	-----	-------	-----

計画期間	令和 6 年度 ~ 10 年度
------	-----------------

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

度会町では、町営住宅について計画的かつ効果的な維持管理及び建替えを目指し、令和4年度に「度会町公営住宅等長寿命化計画」を策定した。これを踏まえ町営住宅の予防保全的管理、長寿命化に資する改善に努めてきた。

また老朽化が顕著な町営住宅の建替事業については、従前入居者に十分考慮した整備を行う必要があり、円滑な建替事業の推進を図るため「度会町町営住宅清風団地建替基本構想」を策定した。

令和7年4月1日時点における町営住宅の管理戸数の合計は32戸であり、その内の62.5%が耐用年数を超過し、かつ耐震性がないことから、上記計画および構想に基づき、計画的な長寿命化改修工事や建替工事等を進めている。

2. 課題

- 町営住宅の既存ストックを有効に活用するため、計画的な改修工事等が必要である。
- 建設年度が古く、耐震性がない老朽化が顕著な町営住宅において、建替工事が必要である。
- 激甚化する自然災害に対応するため、町営住宅の居住者の安心・安全を確保する整備が必要である。
- 町営住宅において高齢者世帯及び子育て世帯が安心して生活できる住戸の整備が必要である。

3. 計画の目標

- 町営住宅において、長寿命化計画に基づき、適切な改善及び建替事業を実施し、安全・安心な住環境を提供する。
- 町営住宅において、国土強靱化地域計画に基づいた命と暮らしを守るインフラ再構築と生活空間の安全確保をすることで、防災・安全対策に取り組む。
- 町営住宅のバリアフリー化を推進し、高齢者等の居住者の安全・安心の向上を図る。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値		目標値	
				基準年度		目標年度
耐震化が図られた町営住宅の割合	%	耐震化が図られた町営住宅の割合 $100 \times (\text{耐震化された町営住宅の戸数}) / (\text{全町営住宅戸数})$	37%	R6	100%	R10

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

 : 防災・安全分の定量的指標

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

目標① 町営住宅において、長寿命化計画に基づき、適切な改善及び建替事業を実施し、安全・安心な住環境を提供する。

<事業の概要>

- ・公営住宅建替事業を実施し、建替事業を行う。
 - ・公営住宅建替事業において、複数の平面プランを建設することで、多様なニーズに対応する。
- など

目標② 町営住宅において、国土強靱化地域計画に基づいた命と暮らしを守るインフラ再構築と生活空間の安全確保をすることで、防災・安全対策に取り組む。

<事業の概要>

- ・公営住宅建替事業を実施し、耐震化が図られた町営住宅の割合を向上させる。
 - ・既設公営住宅除却事業を実施し、空き住棟を除却することで、防災・防犯性を向上させる。
- など

目標③ 公営住宅等のバリアフリー化を推進し、高齢者等の居住者の安全・安心の向上を図る。

<事業の概要>

- ・公営住宅建替事業の建替事業において、バリアフリー化に係る設備の設置等をする。
- など

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

通常

基幹事業

事業主体	事業名	交付期間					交付期間における概算 全体事業費（百万円）
		R6	R7	R8	R9	R10	
	事業なし						
合計							0

効果促進事業

	事業なし						
合計							0

その他(関連事業など)

	事業なし						
合計							0

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

該当なし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

該当なし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

該当なし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。